

押川病院 介護予防通所リハビリテーション事業所

運営規定

【押川病院デイケア和 介護予防通所リハビリテーション運営規定】

第 1 章 総則

(事業の目的)

- 第1条 医療法人興生会が開設する押川病院指定介護予防通所リハビリテーション事業所(以下「事業所」という。)の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要支援状態にある高齢者に対し、適切な指定介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第 2 条 1、 事業所の従業者は利用者の心身の状況を踏まえて可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。
- 2、 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う名称及び所在地は次の通りとする
- 1、 名称・押川病院デイケア和通所リハビリテーション事業所
 - 2、 所在地・小林市野尻町東麓 1141 番地 2

(職員の職種、員数、及び職務内容)

- 第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。
- 一、管理者・医師 1 名
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定通所サービスの提供に当たるものとする。
- 二、サービス提供責任者（管理者代行） 理学療法士 1 名
サービス提供責任者は、管理者の仕事の一部代行するとともに、事業所に対する指定介護予防通所リハビリテーションの利用申し込みに係る調整、デイケア職員等に対する技術指導、介護予防通所リハビリテーション計画の作成等を行う。
- 三、通所リハビリテーション職員等
- | | | |
|-------|------|------------------|
| 医師 | 1 名 | (常勤職員、管理者と兼務) |
| 理学療法士 | 1 名 | (常勤職員、サービス提供責任者) |
| 作業療法士 | 1 名 | (非常勤職員) |
| 看護師 | 1 名 | (常勤職員) |
| 介護士 | 10 名 | (常勤 6 名、非常勤 4 名) |
| 事務職員 | 1 名 | (常勤、兼務) |

(営業日)

第5条 営業日及び営業時間は次の通りとする。

営業日毎週月曜日から土曜日

(ただし 8 月 13 日、14 日及び 12 月 31 日～1 月 3 日は閉館とする)

営業時間 9 時 00 分から 17 時 00 分

(定員)

第6条 利用者の定員は 50 名とする

(指定介護通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額)

第7条 指定介護通所リハビリテーションの内容は次の通りとする

1、①指定介護予防通所リハビリテーション計画の立案

②食事

③入浴 (一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応)

④医学的管理、看護

⑤医学的管理下での介護

⑥機能訓練 (リハビリテーション)

⑦相談援助サービス

⑧理容サービス

⑨送迎サービス

2、指定介護予防通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載されている利用者負担割合に応じた額とする

3、前項の利用料等のほか、次に掲げる費用の額の支払いを受けることができる

① 送迎加算を徴収し、通常の実施地域を越えた地点から片道 1 kmにつき 100 円を加算する

② 食材費 400 円

③ おむつ代その他の指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たって通常必要となる日常生活上の便宜の提供に係る費用であって、その他の利用者に負担させることが適当と認められる費用。

(事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、小林市の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者が指定介護予防通所リハビリテーションの提供を受ける際に留意すべき事項は次の通りとする。

- 1、利用者は事業所設備及び備品を利用するに当たっては、職員の指示や定められた取り扱い要領に従い、当該設備等を破損することがないように、また安全性の確保に留意するものとする
- 2、利用者は事業所の安全衛生を害する行為をしてはならない

(非常災害対策)

第10条 事業者は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該消防計画に基づく次の業務を実施する

- 1、消火、通報及び避難の訓練（年2回）
- 2、消防設備、施設等の点検及び整備
- 3、従業員の火器の使用又は取扱いに関する監督
- 4、その他防火管理上必要な業務

(個人情報の保護)

第13条 1、事業所は利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

- 2、事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(苦情処理)

第11条 管理者は、提供した指定介護予防通所リハビリテーションに係る利用者からの苦情に対して迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第12条 1、事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、介護予防支援事業者に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

- 2、事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3、事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(個人情報の保護)

第13条 1、事業所は利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

- 2、事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待の防止に関する事項)

第 14 条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- 1、虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 2、虐待の防止のための指針を整備する
- 3、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する
- 4、前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(業務継続計画の策定等)

- 第 15 条 1、事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講ずるものとする。
- 2、事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
 - 3、事業所は、定期的に業務改善計画の見直しを行い、必要に応じて業務改善計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第 16 条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- 1、事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果位について、従業者に周知徹底を図る。
- 2、事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 3、事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(就業環境の確保)

第 17 条 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的關係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の措置を講ずるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第18条1、事業所は、従業員の質の向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後3ヶ月以内

② 継続研修 年3回

2、従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3、事業所は、従業員であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為に従業員でなくなったあとについてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約書の内容とする。

4、この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人興生会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は平成18年6月1日から施行する。

附則

この規定は平成22年3月23日から施行する。

附則

この規定は平成26年11月1日から施行する。

附則

この規定は平成27年4月1日から施行する

附則

この規定は令和3年4月1日から施行する。

附則

この規定は令和5年9月8日から施行する。

附則

この規定は令和6年3月1日から施行する。